

改めて  
確認  
しよう！

# 過半数代表

こだわろう！くらしの向上  
ひろげよう！仲間の輪

36協定等を締結する都度、事業場(本社、支店、工場など)ごとの“過半数”となっているか改めて確認しましょう。

## 過半数労働組合の要件

### 労働者の過半数を 組織していること！

「労働者」とは、正社員・パートタイマー・アルバイト・契約社員・再雇用者・管理職など  
事業場で働く直接雇用関係があるすべての労働者です。

#### 労働組合加入者(組合員)

分子

490人

分母

1,000人

この場合、労働組合加入者(組合員)が事業場の全労働者の過半数より少ないため、労働組合は過半数代表となることができません

直接  
雇用関係がある  
全労働者

実際にカウントしてみよう！

### ● 過半数組合 になっている場合

#### 協定締結の 都度チェックを！

36協定などの締結の都度、過半数を組織しているかチェックが必要です。

また、労働組合は“その事業場で働くすべての労働者の代表”としての役割を期待されています。

組合員でない正社員からパートタイマー・アルバイト・契約社員・再雇用者・管理職まで、同じ職場で働くすべての労働者の意見を聴き、労働者の代表としての役割を果たしましょう。

労働組合が過半数を上回るよう、仲間づくりに取り組もう！

会社全体で過半数組合でも、職場単位での確認は必要なんだね！



### ● 過半数組合 ではない場合

もしくは

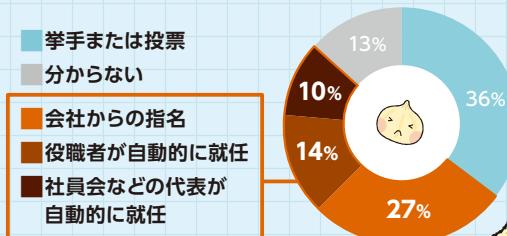
### ● 労働組合がない場合

## 過半数代表者の選出が必要！

#### 〈過半数代表者の選出方法の内訳〉

出所：『働き方改革』(労働時間関係)の定着状況に関する調査 2024

- 投票
- 分からない
- 会社からの指名
- 役職者が自動的に就任
- 社員会などの代表が自動的に就任



II  
なんと  
不適切な選出 合計 51%



より民主的な選出方法で  
過半数代表者を選ぼう！  
～法を上回る取り組みとして～

- すべての労働者が立候補できるようにしましょう
- すべての候補者が所信表明できるようにしましょう
- 投票は「無記名」で行いましょう

労働者の過半数を代表する「過半数代表者」を、適切に選ぶ必要があります。

過半数を組織していない労働組合は過半数代表者の選出手続に積極的に関わりましょう。

過半数  
労働組合等  
チェック  
リスト



単組本部  
向け



単組支部・  
分会向け

#### 選出する際のチェックポイント

- 労働者の過半数を代表している
- 選出に当たっては、すべての労働者が参加して民主的な手続きがとられていること
- 管理監督者でないこと



★より詳しくはこれら

改めて確認しよう！  
過半数代表リーフレット



はたらくのそばで、  
ともに歩む



日本労働組合総連合会(連合)